

# I 生活のきまり

## 1 頭髪について

- ・パーマ、色染め・脱色、髪飾り、整髪料は禁止。
- ・女子の髪は肩より長い場合は結ぶ。結んだ時に前髪が目にかからないようにする。
- ・髪止めのゴムは黒、茶、紺で色の濃いものとする。
- ・部分的な編み込みは禁止とする。
- ・リボン、カチューシャ、髪飾りはつけないこととする。
- ・特異な髪型を禁止とする（ツーブロックは禁止しない）。
- ・眉毛を不自然に細くしたり、抜いたりしないこと。

## 2 服装について

### <靴>

- ・運動ができるスポーツシューズとする。
- ・ファッション性の高いもの、ハイカットは禁止とする。

### <くつした>

- ・白・黒・紺・グレーを基調とする。
- ・くるぶしソックスは禁止とする。

### <制服>

- ・ベルトは黒、紺、茶色とし、派手なデザインのもの禁止する。
- ・アクセサリ類（ミサンガなど）を身に付けて来ることは一切禁止とする。
- ・学校内では名札を付けている状態にする。ブレザーやセーターを脱いだ時も名札をつけ替える。登校時は安全面から、名札を外す。
- ・ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツの下には体育着、または下着を着用する。色物のシャツや部活動のシャツを着ない。
- ・制服、ジャージともにシャツのすそをスカートやズボンから出さないようにすること。
- ・スカート丈はひざが隠れる程度とする。
- ・ブレザーを着用する場合はボタンを止めることとする。
- ・下校時は部活動顧問の許可で部活動の服装で帰ることも許可されている。
- ・スラックスやスカートの中にジャージをはく、ブレザーのインナーとしてジャージを着るなど、制服の下にジャージを着用することはしない。
- ・雨や雪が降っている日の体育着・ジャージでの登下校を認める。雨が降っているかの判断は生徒の判断で行う。ただし、「雨で制服が濡れたから学校内で着ることができない」ということがないようにすること。

### **冬 服** 11月1日～5月31日

- ・登校の時はブレザーを着ていること。
- ・ブレザーの左胸には校章をつけていること。
- ・暑い場合は校舎内でブレザーを脱ぎ、ワイシャツ、セーター、ベストで生活してもよいが、必ず名札をつけていること。
- ・防寒対策として、黒のタイツやスパッツを着用してよい。ただし、体育の授業の際は脱ぐこと。
- ・ワイシャツは第1ボタンまではずしてもいいが、第2ボタンからはしっかりとつける。
- ・ブラウスは第1ボタンまでしっかりとつけること。

- ・ブレザーやセーターのそではまкруらずに着用すること。
- ・ベルトは黒、紺、茶色とし、派手なデザインのものゝ禁止とする。
- ・式、朝礼、学年集会などの場合はブレザーを着用することを原則とする。
- ・終業式、始業式、卒業式などの儀式の時はネクタイ、リボンを着用すること。（正装）

#### **夏 服** 6月1日～10月31日

- ・ブレザー、セーターを着ないでワイシャツ、ポロシャツ、ベストで生活する。
- ・ワイシャツは第1ボタンまでは外してもいいが、第2ボタンからはしっかりとつけること。
- ・ブラウスは第1ボタンまでしっかりとつけること。
- ・ベルトは黒、紺、茶色とし、派手なデザインのものゝ禁止とする。
- ・長袖を着るか、半袖を着るかは個人で判断すること。
- ・長袖はそでのボタンをしっかりとつけること。そでをまくる場合はしっかりとまくること。
- ・校章はつけなくてもいいが、名札は必ずつけること。

#### **移行期間**

- ・冬服、夏服のどちらを着用してもかまわなゝい。
- ・期間は原則として衣替えの前後1週間とするが、その時の気候により移行期間の長さを変更する場合もある。（生徒指導部会で決定する。）

#### **その他**

- ・暑さ対策として、梅雨明けから9月中旬頃まで、体育着で学校生活を送ってもよい期間を設ける。登下校時にアスタオル等を首に巻いてもよい。期間は衣替え移行期間と同様、生徒指導部会で決定する。ただし、暑さを避けることが目的なので、ジャージは着用しないこと。
- ・防寒対策として、冬期の指定された期間は学校指定の防寒着を着用して学校生活を送ることを可とする（防寒具は不可）。その際に名札を防寒着に着用する必要はない。ただし、防寒が目的なので、ブレザーやジャージの上から着用すること。

#### <防寒着>

- ・登下校で必要な場合はコートゝの着用を許可する。学生コート、ピーコート、ダッフルコートなど。色は黒、紺、グレー、濃い茶とする。職員室に入室する際は脱ぐこと（ただし、部活の服装として部指定のウインドブレーカーを着用している場合は除く）。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーはしてきてよいが、校舎内でははずすこと。
- ・11月から3月末までの期間は教室、特別教室でひざ掛けを使用してもよい。学校に保管する場合は、記名をし、自席かロッカーボックス内に置くこと。自席からはみ出すようなサイズのものは使用しないこと。

#### <清掃時の服装>

- ・ジャージまたは体育着で活動する。
- ・冬期はジャージの下にセーターやワイシャツ、ブラウスを着るなど、制服とジャージを併せて着用してもよい。ただし、ジャージの上にブレザーを着用したり、スラックスの上にジャージを着用しないこと。また、タイツやスパッツを着用する場合はジャージを着用し、ハーフパンツで過ごさないようにすること。

#### <授業時の服装>

- ・普通教室での授業は特別な指示がない限り原則として制服で授業を受ける。
- ・原則制服で受ける授業が、体育着・ジャージで受ける授業や活動に挟まれた場合、その場合は体育着・ジャージで授業を受けてもよい。
- （例）朝清掃後、2時間目が体育の場合⇒1時間目は体育着・ジャージ可
- （例）2時間目が体育、4時間目が技術の場合⇒3時間目は体育着・ジャージ可
- ・体育着・ジャージで受ける授業の後1時間は、体育着・ジャージで授業を受けてもよい。
- ただし、授業開始に遅れないように、着替えよりも授業準備を優先して行うこと。

### 3 持ち物について

- ・学校生活に必要な物は一切持ち込み禁止とする。
  - アメ、ガムといった菓子類、飲料水
  - マンガ、雑誌
  - トランプやウノなどの遊び道具、ゲーム類、おもちゃ
  - アクセサリ類
  - 腕時計、カメラ、携帯電話、音楽プレーヤーなどの電気機器
  - カッターナイフを含む刃物などの危険物
  - プリクラや小学校時代の卒業アルバム、写真
- 通学バックにつけるキーホルダーは他の人と区別するために一つはつけてもよい。

### 4 学校生活・活動について

#### <身の回りの整頓>

- ・通学に使用するバッグは椅子の下、または机の横にかけ、通路をふさがないこと。
- ・机や椅子にいたずら書きをしたり、削ったりしないこと。
- ・ゴミは、燃えるゴミと資源ゴミに分別して捨てること。

#### <教室の使用>

- ・自分の教室でない教室に出入りすることは、禁止とする。
- ・先生の許可を受けた場合（清掃など）を除いては、ベランダへは一切出ないこと。
- ・上履きを脱いで入る特別教室（武道場、音楽室、PC室、視聴覚室）は、上履きを下足箱にきちんと入れること。

#### <放課後>

- ・帰りの会終了後は、他のクラスを待たずにすぐにそれぞれの活動場所へ行く。
- ・下校時刻後は昇降口の生徒玄関の出入りは、禁止とする。やむを得ず校舎内に入る場合は職員玄関から出入りする。

#### <弁当・水筒>

- ・弁当は自分の教室で食べ、食事後の片付けをしっかりとる。
- ・水筒は通年持参してよい。中身は水、茶、スポーツドリンクとする。ペットボトルはホルダーに入れて持ってきてよいが、ペットボトルそのまま持ってきてはいけない。

#### <その他>

- ・休日に部活動以外の用事で登校する場合（忘れ物を取りに来る等）は、学校生活で許可された服装（制服、ジャージ、体育着）とする。
- ・原則として自転車での登下校は認められていないので、部活動の練習試合等の場合を除いては、再登校の場合も含めて必ず徒歩で登校する。
- ・部活動で自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- ・定められた通学路を守る。

## 5 その他のこと

- ・ SNS 等に他人の誹謗中傷を書き込んだり、他人の写っている画像や動画を許可なく掲載したりするようなことは絶対にしないこと。
- ・ 中学生の自転車事故が増えているので自転車の利用については注意する。